

一般会計等財務書類における注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………取得原価

② 出資金

ア 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6年～50年

工作物 8年～60年

物品 2年～20年

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（川俣町資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品の計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、概ね金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 千円未満または百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	—
連結実質赤字比率	—
実質公債費比率	4.4%
将来負担比率	—

⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 0千円

⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額 487,854 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 減債基金に係る積立不足額 0 千円
 ② 基金借入金（繰替運用） 0 千円
 ③ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 470,397 千円

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	4,488,066 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	9,163 千円
将来負担額	9,975,775 千円
充当可能基金額	3,241,530 千円
特定財源見込額	12,407 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	7,200,018 千円

⑤ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 0 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分
 固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。
 ② 余剰分（不足分）
 純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支
 業務活動収支（支払利息支出を除く） 580,114 千円
 投資活動収支（基金積立金支出、基金取崩収入を除く） △888,073 千円
 基礎的財政収支 △307,960 千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	10,099,183 千円	9,470,681 千円
繰越金に伴う差額	△462,036 千円	253,017 千円
資金収支計算書	9,637,147 千円	9,723,698 千円

繰越金については、歳入歳出決算書では収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	535,269 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	399,992 千円
減価償却費	△1,559,000 千円
賞与等引当金繰入額（増減額）	△5,893 千円
退職手当引当金繰入額（増減額）	21,298 千円
徴収不能引当金繰入額（増減額）	△ 6,025 千円
不能欠損額（引当後）	△1,965 千円
資産評価差益（損）	△365 千円
資産除売却益（損）	△4,512 千円
未収債権額等の増加（減少）	3,128 千円
無償所管換等	31,657 千円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	<u>△586,416 千円</u>

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	2,000,000 千円
一時借入金に係る利子額	上限なし

⑤ 重要な非資金取引

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額はありません。